

第3節 動線計画

(1) 史跡指定地へのアクセス

① 徒歩・自転車によるアクセス

南側の JR 志紀駅からのアクセスは、住宅地を通らずにガイダンス施設を経由して史跡指定地に訪れるメインルートと、弓削神社を経由するサブルートを設定する。

北方の近鉄恩智駅からのアクセスは、線路沿いをいったん北上し国道 170 号沿いを南へ進むルートを設定する。

自転車での来訪に対しては、駐輪場を「南エントランス（想定駐輪台数：約 15 台）」と「東エントランス（想定駐輪台数：約 15～20 台）」、及びイベント時用に北西の史跡区域外計画対象地（管理道路西）に整備することで対応する。

なお、国道 170 号は交通量が多い幹線道路であり、横断歩道のないところで道路横断をしないよう、サイン整備によるルートの確保を検討する。

表 5-1 最寄り駅から史跡由義寺跡までの距離

JR 志紀駅からのルート	メインルート	約 550m
	サブルート	約 600m
近鉄恩智駅からのルート		約 1.2km



図 5-9 JR 志紀駅から史跡由義寺跡への徒歩経路

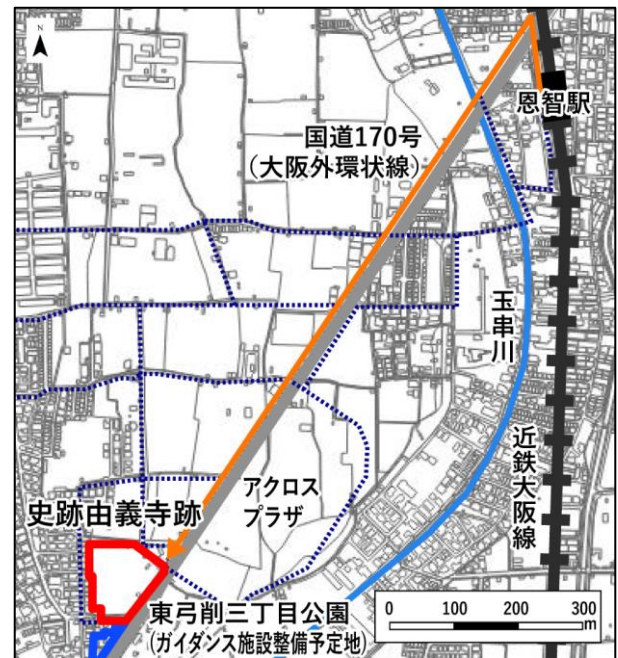


図 5-10 近鉄恩智駅から史跡由義寺跡への徒歩経路

②自動車によるアクセス

自動車での来訪には、駐車場（普通自動車5～6台を想定：A）を史跡指定地北東部に設けることを検討する。その東側にある大阪府所有地についても駐車場としての活用を検討する。また、史跡指定地に隣接する東弓削三丁目公園に駐車場（1台分（管理及び身障者用）：B）の整備を検討する。

史跡指定地への自動車のアクセスルート（図5-11）は、国道170号（大阪外環状線）からのみとする。なお、北東部からのアクセスは、史跡指定地北東部の交差点が北東部から右折できないため、アクロスプラザ裏側を経由したルートとなる。

マイクロバス等の大型車両によるアクセスは、史跡指定地北東部の駐車場では対応できないことから、今後の検討課題とする。

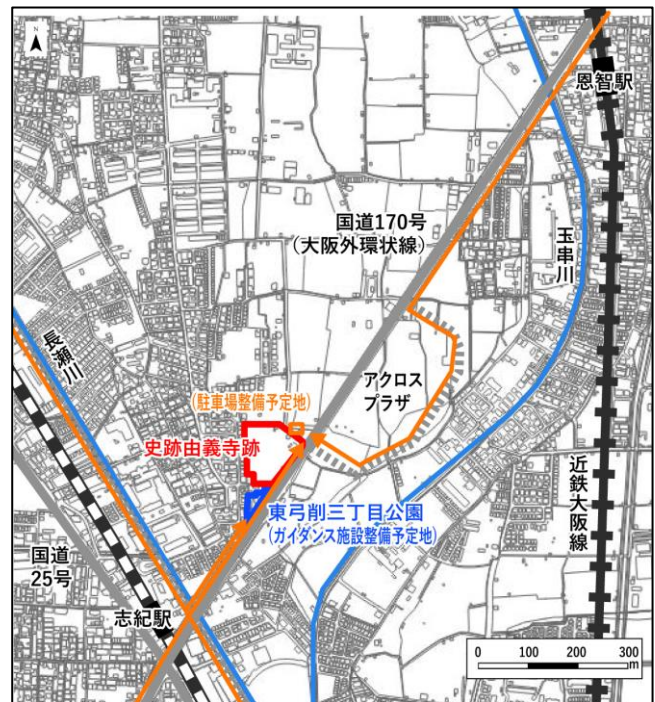


図 5-11 史跡由義寺跡への自動車アクセス経路



A（北東部）



B（公園内）

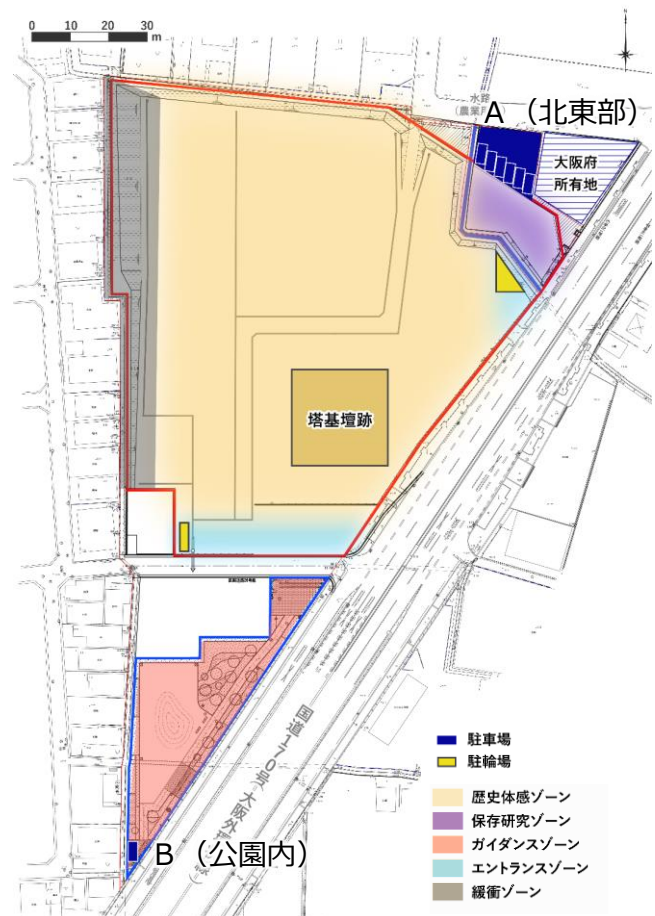


図 5-12 駐車場整備予定地の現状

## (2) 史跡指定地の動線

### ①開放時間設定区域

史跡指定区域のうちエントランスゾーンを除く区域は安全管理等のため開閉時間を設定する。閉鎖時間中は、出入口の施錠管理を行い、敷地内に入れないようにする。

### ②出入口

史跡指定地の利用者用の出入口は、史跡指定地の南側と東側に設置する。史跡指定地の北側には管理用の出入口を設置する。また、ガイダンスゾーンにあたる都市公園内の出入口を現状のまま出入口として活用する。

#### 【史跡南出入口（南エントランスゾーン）】

- ・ガイダンス施設整備予定地の南側公園区域との動線上にあり、塔基壇を南からみる視点場となる。そのため、見学者を誘導するエントランスとする。

#### 【史跡東出入口（東エントランスゾーン）】

- ・史跡指定地北東側にあるアクロスプラザ八尾（商業施設）から横断歩道を渡ってアクセスできる。また、交通量や人通りが多い国道170号沿いにある。そのため、商業施設や道路から利用者を誘導するエントランスとする。

#### 【史跡北出入口】

- ・史跡の管理車両専用の出入口とする。

#### 【公園北出入口・公園南出入口（公園区域内・ガイダンスゾーン）】

- ・南側の歩道からのアプローチとともに、ガイダンス施設整備予定地と史跡指定地を結ぶ機能を持たせる。（公園の南にある既存の出入口は管理車両の駐車場として活用する。）

### ③動線

#### 【全体に関する事項】

- ・各出入口と整備の中心となる塔基壇、ガイダンス施設等をつなぐ動線を検討し、園路として整備する。歴史体感ゾーンの北西側にあたる区域は、広場的空間として自由動線とする。
- ・園路は既存園路を踏襲し、「八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」第4条を踏まえて、バリアフリーに対応したものとする。なお、舗装方法は車いす等の通行や広場利用に支障をきたさないものを選択する。

#### 【個別対応に関する事項】

- ・史跡北入口～塔基壇北側間通路は、「八尾市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」の基準を満たしていない傾斜路であるため、途中で路幅150cm以上の踊り場を新たに設ける。
- ・史跡指定地北東部駐車場と園内を結ぶ動線を設定するため、水路上を通行可能とする通路橋を整備する。
- ・南側公園区域との間の区画道路26号は、見学者の往来が多くなることが予測されること

から、横断歩道の設置を検討する。路面をカラー舗装にするなど横断歩道を識別しやすくする工夫をして、見学者・通行車両の双方の注意を促す。

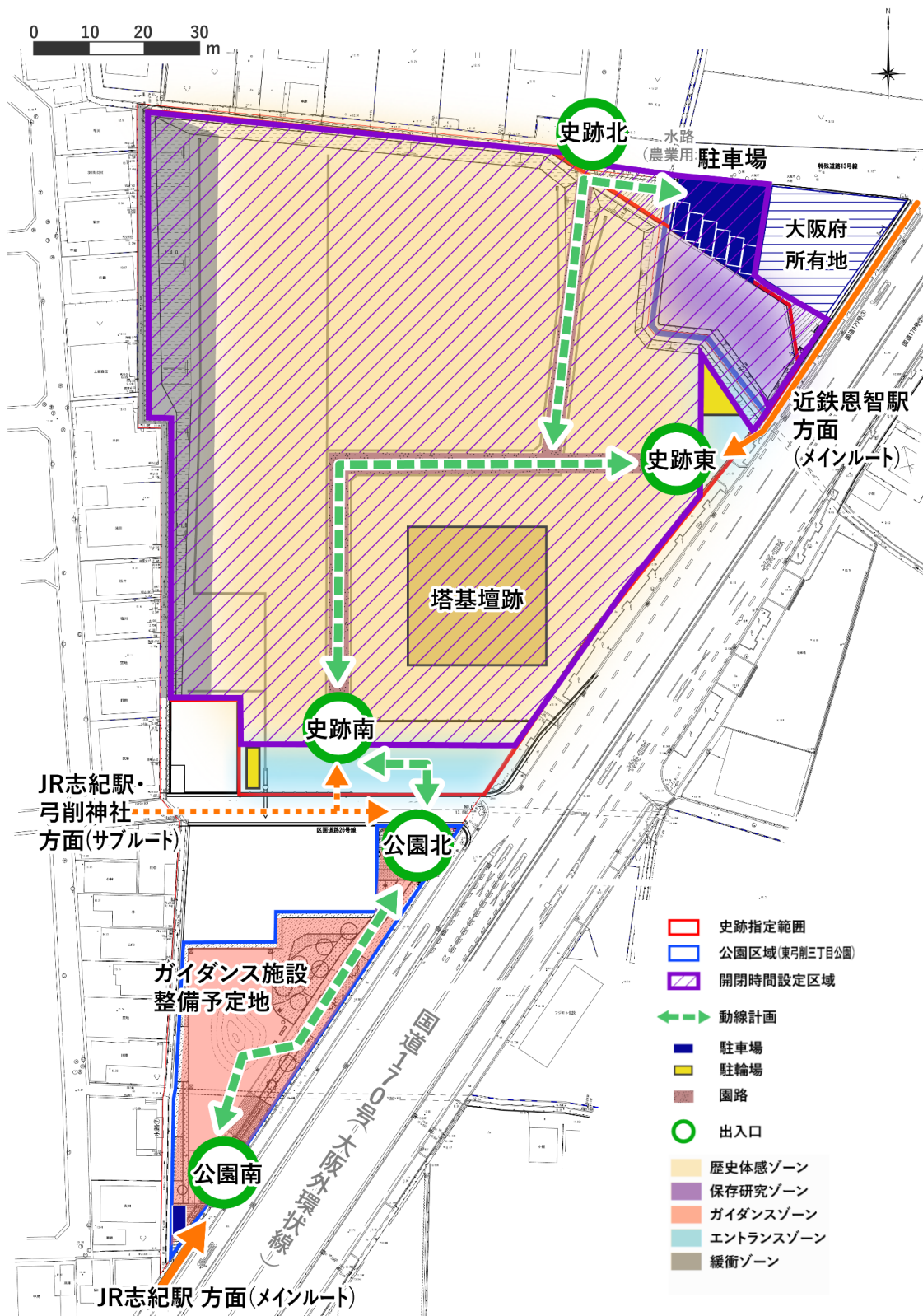


図 5-13 動線計画図

